

年管管発1226第7号  
平成25年12月26日

日本年金機構年金給付部長 様

厚生労働省年金局事業管理課長

永住者の在留資格等を有するに至った者に係る  
合算対象期間の取扱いについて（回答）

平成23年3月24日付け年機構発第46号により協議のありました合算対  
象期間の取扱いにつきまして、下記のとおり回答いたします。

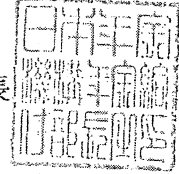
記

- 1.氏名 [REDACTED]
- 2.生年月日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
- 3.基礎年金番号 [REDACTED]-[REDACTED]
- 4.合算対象期間 20歳（昭和36年4月以降に限る）から60歳までの間の海外在住期間については合算対象期間として差し支えない。

年機構発第 46 号  
平成 23 年 3 月 24 日

厚生労働省年金局事業管理課長 様

日本年金機構年金給付部長



65歳を超えてから永住者の在留資格等を有するに至った者に係る  
合算対象期間の取扱いについて

標記については、平成 20 年 5 月 22 日付庁保発第 0521001 号社会保険庁運営部年金  
保険課長通知に基づき別添のとおり協議しますので、よろしくお取り図らい願います。

記

1. 請 求 者 [REDACTED]
2. 基礎年金番号 [REDACTED]
3. 住 所 [REDACTED]
4. 生 年 月 日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
5. 上陸許可年月日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
6. 永住資格申請日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
7. 65 歳 到 達 日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
8. 永住資格取得日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
9. 上陸から永住者になるまでの永住資格 [REDACTED]
10. 協 議 内 容 20歳(昭和36年4月以降に限る)から  
60歳までの間の海外在住期間について、  
合算対象期間として差し支えないか

平成 23 年 3 月 22 日

機構本部年金給付部  
年金給付部長 様

年金事務所長  
(公印省略)

判断困難事例に係る協議依頼

1. 協議に至った事情

平成 20 年 5 月 21 日付、庁保険発第 0521001 号「永住者の在留資格等を有する至った者に係る合算対象期間の取扱いについて」にて、「永住者の在留資格又は日本国籍の取得申請が 65 歳に到達する日の前日までになされたが、永住者の在留資格等を有するに至った日が 65 歳に到達する日以降であった者から裁定請求がされた場合にあっては、当職に協議されたい」との通知が社会保険庁運営部年金保険課長から発出されている。

このたび、当所にて老齢基礎・老齢厚生年金の請求書を受付した者がこの事案に該当すると思われるため。

2. 事象の把握

- ①請求者氏名 [REDACTED]
- ②基礎年金番号 [REDACTED]
- ③住所 [REDACTED]
- ④生年月日 [REDACTED]年([REDACTED]年)[REDACTED]月[REDACTED]日
- ⑤上陸許可年月日 [REDACTED]年([REDACTED]年)[REDACTED]月[REDACTED]日
- ⑥永住資格申請日 [REDACTED]年([REDACTED]年)[REDACTED]月[REDACTED]日
- ⑦65歳到達日 [REDACTED]年([REDACTED]年)[REDACTED]月[REDACTED]日
- ⑧永住資格取得日 [REDACTED]年([REDACTED]年)[REDACTED]月[REDACTED]日
- ⑨上陸から永住者になるまでの在留資格 [REDACTED]
- ⑩現行制度をいつ知ったか

64 歳過ぎて ([REDACTED] 年) の頃、年金相談に来所し永住許可を取得すると年金請求が出来ること初めて教えてもらった。また、取得後 65 歳になったら年金事務所に相談 (請求) するよう説明され、永住許可申請の手続きの準備を大変苦労しながら早急に進め、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日にやっとのことで申請した。[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に永住許可が承認され、同月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 年金

事務所に申請の相談のため来所し、ここで初めて具体的に65歳までに永住許可を取得しないと年金の合算対象期間に計算されないため、年金請求が出来ないことをしる。

申請手続きは出来る限り急いで始めたとのこと、また、年金事務所に何度か相談に行ったことはあったが、65歳まで取得しなければならないことは、今まで一切説明されなかったとのことである。また、■■■■年■■月から現在まで厚生年金に加入しており、この期間も含め、また、これからの加入期間もすべて年金に結びつかなくなるので、何とか合算対象期間に認めていただきたいとのこと。

### 3. 協議内容

20歳（昭和36年4月以降に限る）から60歳までの間の海外在住期間について、合算対象期間として扱いたい差し支えないか協議願います。